

○広島県県営さん橋待合所広告物掲出規則

昭和四十三年八月二日規則第七十六号

改正

昭和五八年 五月 九日規則第五一号
 昭和六一年 二月二七日規則第七号
 平成 元年 三月三十一日規則第二五号
 平成 二年 三月二六日規則第一四号
 平成 五年 三月二五日規則第一六号
 平成 五年一二月二四日規則第八九号
 平成 九年 三月三十一日規則第一九号
 平成一九年 三月 八日規則第八号
 平成二六年 三月三十一日規則第二二号
 平成三一年 三月二八日規則第一四号
 令和 三年 七月三〇日規則第七八号

広島県県営さん橋待合所広告物掲出規則をここに公布する。

広島県県営さん橋待合所広告物掲出規則

(この規則の趣旨)

第一条 この規則は、県営さん橋待合所（県が設置した港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第五項の待合所及び浮さん橋並びにその構内をいう。以下「さん橋待合所」という。）における広告物の掲出に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告物の掲出等の許可)

第二条 さん橋待合所において、広告物を掲出し、又は広告物を掲出する物件を設置してこれに広告物を掲出しようとするときは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十八条の四第七項の規定により、知事の許可を受けなければならない。さん橋待合所に県が設置した広告物を掲出する物件に広告物を掲出しようとするときも、また同様とする。

2 前項前段の許可を受けて設置した広告物を掲出する物件に広告物の掲出をしようとするときは、その都度、当該広告物について知事の許可を受けなければならない。

3 第一項の許可には、さん橋待合所の機能及びその美観を維持するため必要な条件を付することができる。

(許可等の基準)

第三条 知事は、さん橋待合所における広告物の掲出又は広告物を掲出する物件の設置（以下「広告物の掲出等」という。）が、当該さん橋待合所の用途又は目的を妨げない限度において、かつ、当該広告物の掲出等が、次の各号のいずれにも該当しない場合に限り、前条第一項又は第二項の許可を与えるものとする。

- 一 さん橋待合所の美観を損する場合
- 二 公の秩序又は善良の風俗に反する場合
- 三 旅客その他さん橋待合所を利用する公衆に不快の念を与える場合
- 四 旅客その他さん橋待合所を利用する公衆に危険を及ぼすおそれのある場合
- 五 その他さん橋待合所の管理上、広告物の設置等が不相当と知事が認める場合

2 知事は、同一の場所に、掲出する期間又は設置する期間の全部又は一部が重複することとなる前条第一項の規定による広告物の掲出又は広告物を掲出する物件の設置の許可の申請があつたときは、次の各号に掲げる事項を考慮して、同項の許可を与えるものとする。

- 一 当該許可の申請があつた時期の前後
- 二 掲出する広告物の広告内容の公共性の強弱
- 三 掲出する広告物の広告意匠及び広告図案の優劣
- 四 申請者の当該さん橋待合所における広告物の掲出又は広告物を掲出する物件の設置の実績

(広告物の掲出等の期間)

第四条 第二条第一項又は第二項の許可を受けて広告物の掲出等をするのできる期間（以下「掲出期間」という。）は、次の各号に掲げる広告物又は広告物を掲出する物件（以下「広告物等」という。）の種類に応じて、当該各号に定める期間内とする。

- 一 ポスターの類 一月

二 広告物を掲出する設備による広告の類 六月

- 2 前項の掲出期間満了後、引き続いて広告物の掲出等をしようとするときは、当該掲出期間の更新を受けなければならない。
- 3 前項の掲出期間の更新は、第一項各号に掲げる広告物等の種類に応じて、当該各号に定める期間内で行なうものとする。

(広告物掲出等の許可の申請)

第五条 第二条第一項の許可を受けようとする者は、別記様式第一号による申請書に、同条第二項の許可を受けようとする者は、別記様式第二号による申請書に、それぞれ、掲出し、又は設置しようとする広告物等の見本又は見取図を添えて知事に提出しなければならない。

- 2 さん橋待合所に掲出し、又は設置しようとする広告物等が、広島県屋外広告物条例（昭和二十四年広島県条例第七十二号）の適用を受けるものである場合にあっては、前項の書類のほか、同条例の定めるところにより、当該広告物の掲出等が許可されていることを証する書類を添えなければならない。

(掲出期間の更新の申請)

第六条 第四条第二項の規定により掲出期間の更新を受けようとする者は、当該掲出し、又は設置している広告物等に係る掲出期間満了の日の二週間前（掲出期間が一月以内である場合は、前日）までに、別記様式第三号による申請書を知事に提出しなければならない。

- 2 前条第二項の規定は、前項の申請をする場合に準用する。

(許可指令書等の交付)

第七条 知事は、第二条第一項又は第二項の規定により広告物の掲出等を許可した場合にあっては別記様式第四号による許可指令書を、第四条第二項の規定により掲出期間の更新をした場合にあっては別記様式第五号による掲出期間更新指令書を申請人に交付する。

(広告物の掲出等)

第八条 広告物の掲出等は、第二条第一項又は第二項の規定により広告物等の掲出又は設置の許可を受けた者（以下「広告人」という。）が、その負担において行なうものとする。

- 2 前項の規定による広告物の掲出等は、知事の指示に従ってこれを行なうものとする。

(広告物等の管理)

第九条 さん橋待合所に掲出し、又は設置してある広告物等の管理は、広告人が、その責任において行なうものとする。

- 2 知事は、必要がある場合には、広告人に対し、前項の広告物等の管理に関し指示をすることができる。

第十条 知事は、さん橋待合所に掲出し、又は設置してある広告物等が汚れ、若しくは損傷し、又はその位置が適当でないと認められるに至ったときは、広告人に対し、その広告物等の取り替え、改修、一時撤去、移転その他の必要な措置を命ずることができる。

- 2 知事は、さん橋待合所に掲出し、又は設置してある広告物等が滅失した場合において、広告人から申し出があつたときは、当該滅失した広告物等と同様の広告物等を、当該滅失した広告物等に係る掲出期間の残存期間に限り、再度、掲出させ、又は設置させることができる。

(広告物掲出料等)

第十一条 広告人は、行政財産の使用料に関する条例（昭和三十九年広島県条例第三十一号）の定めるところにより、別表に定める額の広告物掲出料を納付しなければならない。

- 2 前項の場合において、第二条第一項前段の許可を受けて広告物を掲出する物件を設置する者は、当該広告物を掲出する物件に掲出する広告物について、前項の広告物掲出料を納付するものとする。

- 3 電気を使用する広告物等を掲出し、又は設置する広告人は、当該広告物等の掲出又は設置に伴って使用した電気に係る使用料を負担しなければならない。

(広告物の掲出等の許可の取り消し等)

第十二条 知事は、次の各号に掲げる場合には、第二条第一項若しくは第二項の許可若しくは第四条第二項の更新を取り消し、若しくは第二条第一項の許可に付した条件を変更し、又は広告人に対し、さん橋待合所に掲出し、若しくは設置してある広告物等の撤去その他の必要な措置を命ずることができる。

- 一 広告物の掲出等が、さん橋待合所の管理上支障があると認められるに至った場合

- 二 広告人が、第二条第一項の許可に付された条件に違反する場合
 - 三 広告人が、第五条第一項の規定により知事に提出した見本又は見取図と異なる広告物の掲出等をしている場合
 - 四 広告人が、正当な理由がないのに、第八条第二項若しくは第九条第二項の規定による知事の指示又は第十条第一項の規定による知事の命令に従わない場合
 - 五 広告人が、前条の広告物掲出料及び電気使用料を所定の期日までに納付しない場合
- 2 前項の規定によつて広告物の掲出等の許可又は掲出期間の更新を取り消された広告人は、これによつて生じた損害の賠償を請求することができない。
- (広告物等の撤去等)

第十三条 掲出期間が満了し、かつ、当該掲出期間の更新を受けず、又は受けられなかつた広告物等は、三日（恒久的な構造の広告物等にあつては、知事が相当と認める期間）以内にこれを撤去しなければならない。前条第一項の規定により、広告物の掲出等の許可若しくは掲出期間の更新が取り消され、又は同項の規定により、撤去を命じられた広告物等についても、また同様とする。

- 2 広告物等が撤去された場合には、知事が相当と認める期間内にさん橋待合所を原状に復させなければならない。

第十四条 前条の規定による広告物等の撤去（撤去した広告物等の引き取りを含む。）及びさん橋待合所の原状回復は、広告人が、その負担において行なうものとする。ただし、同条に定める期間内に広告物等が撤去されず、若しくはさん橋待合所の原状回復がされない場合又は緊急の必要がある場合は、知事は、自から広告物を撤去し、又はさん橋待合所の原状回復をすることができる。

- 2 前項ただし書の場合において、広告物等の撤去（撤去した広告物等の保管を含む。）及びさん橋待合所の原状回復のために要した費用は、広告人の負担とする。

(広告物等の撤去の届出)

第十五条 広告人は、第十三条の規定により広告物等を撤去し、又は任意に広告物の掲出等を中止して、広告物等を撤去し、及びさん橋待合所を原状に復したときには、三日以内にその旨を知事に届け出なければならない。

(広告物の掲出等に関する責任)

第十六条 第二条第一項又は、第二項の許可を受けてさん橋待合所に掲出し、又は設置した広告物等の設置又は管理に瑕疵があつたために他人に損害を生じたときの責任は、広告人が負担するものとする。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則施行の際、現に知事の許可を受けてさん橋待合所において広告物等を掲出し、又は設置している者は、第二条第一項又は第二項の許可を受けて広告物の掲出等をしているものとみなし、当該許可に付されている条件は、第二条第三項の規定に基づいて知事が付した条件とみなす。
- 3 前項の規定により、第二条第一項又は第二項の許可を受けて掲出し、又は設置されているものとみなされた広告物等で、この規則施行の際における使用料の額が、第十一条第一項の規定により納付すべき広告物掲出料の額に満たないものに係る広告物掲出料の額は、当該広告物等の掲出期間中に限り、同項の規定にかかわらず、この規則施行の際における使用料の額に相当する額とする。

附 則（昭和五八年五月九日規則第五一号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に改正前の広島県県営さん橋待合所広告物掲出規則の規定により広告物の掲出の許可を受けている者に係る当該使用許可の期間中の掲出料については、なお従前の例による。

附 則（昭和六十一年二月二七日規則第七号）

この規則は、昭和六十一年四月一日から施行する。

附 則（平成元年三月三十一日規則第二五号）

この規則は、平成元年四月一日から施行する。

附 則（平成二年三月二六日規則第一四号）

この規則は、平成二年四月一日から施行する。

附 則（平成五年三月二五日規則第一六号）

この規則は、平成五年四月一日から施行する。

附 則（平成五年一二月二四日規則第八九号）

この規則は、平成六年四月一日から施行する。（後略）

附 則（平成九年三月三一日規則第一九号）

この規則は、平成九年四月一日から施行する。

附 則（平成一九年三月八日規則第八号抄）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二六年三月三一日規則第二二号）

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則（平成三一年三月二八日規則第一四号）

この規則は、平成三十一年十月一日から施行する。ただし、別記様式の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（令和三年七月三〇日規則第七八号）

この規則は、令和三年八月一日から施行する。

別表（第十一条関係）

種別	単位	広告物掲出料（月額）	
		広島港にある栈橋 待合所	その他の港湾にある栈 橋待合所
ポスターの類	広告面の面積四分の一 平方メートルにつき	七九〇円	五〇〇円
広告物を掲出する設備によ る広告の類	広告面の面積四分の一 平方メートルにつき	七一〇円	三一〇円

備考

1 この表において「広告面」とは、広告事項が表示してある広告物の面をいう。

2 この表において広告面の計算は、次によるものとする。

（1） 広告面に、広告事項と関係のない事項の表示部分があつても、これを広告面の面積に算入する。ただし、発着船舶の時刻表、案内図板その他公衆の利便を増進する事項の表示部分で、知事が広告面の面積に算入するのが適当でないと認めるものについては、この限りでない。

（2） 広告面の外郭線が、四角形、三角形又は円形以外である場合は、当該広告面を包括する四角形、三角形又は円形のうち、その面積が最小となるものを当該広告物の広告面とみなして、面積を計算する。

広告物の掲出等の許可申請書

年 月 日

広島県知事 殿

申請人 住 所

氏 名

〔 法人にあつては、事務所の所在
地、名称及び代表者の氏名 〕

次のとおり県営棧橋待合所に広告物を掲出(広告物を掲出する物件を設置)したいので、許可してください。

広 告 物 等 の 種 類	
広 告 物 等 を 掲 出 し , 又 は 設 置 す る 場 所	
広 告 物 等 を 掲 出 し , 又 は 設 置 す る 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
広 告 内 容	
広 告 物 等 の 形 状 , 寸 法 , 材 料 , 構 造 な ど の 大 要	
広 告 物 等 の 管 理 責 任 者	住 所 氏 名 電話(局)()

備考 不用の文字は、消すこと。

様式第2号（第5条関係）

広告物掲出の許可申請書

年 月 日

広島県知事

殿

申請人 住 所

氏 名

〔 法人にあつては、事務所の所
在地、名称及び代表者の氏名 〕

次のとおり 年 月 日指令 第 号により許可を受けて設置した広告物を掲出する物件に広告物を掲出したいので、許可してください。

掲出する広告物の種類	
広告物を掲出する期間	年 月 日から 年 月 日まで
広 告 内 容	
広告物の形状，寸法， 材料，構造などの大要	
広告物の管理責任者	住 所 氏 名 電話(局)()

広告物等の掲出期間の更新申請書

年 月 日

広島県知事

殿

広告人 住 所

氏 名

〔 法人にあつては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名 〕

次のとおり、県営棧橋待合所に掲出している広告物（設置している広告物を掲出する物件）の掲出期間を更新してください。

掲出期間の更新を受けた い 広 告 物 等	広 告 物 等 の 種 類	
	掲出又は設置の許可 年月日	年 月 日
	許 可 指 令 書 番 号	指令 第 号
	掲 出 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
更 新 を 受 け た い 掲 出 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
掲 出 期 間 の 更 新 を 受 け た い 理 由		

備考 不用の文字は、消すこと。

広告人 住 所

氏 名

年 月 日付けで申請の広告物の掲出(広告物は掲出する物件の設置)については、次のとおり許可します。

年 月 日

広島県知事



1 広告物等の種類

2 広告物等を掲出
(設置)する場所

3 掲 出 期 間 年 月 日から
 年 月 日まで

4 許 可 条 件

指 令 第 号

広告人 住 所

氏 名

年 月 日付けで申請の広告物等の掲出期間の更新については、次のとおり更新します。

年 月 日

広島県知事

印

1 掲出期間を更新する
る広告物等

(1) 広告物等の種類

(2) 掲出(設置)許可年月日 年 月 日

(3) 許可指令書番号 指令 第 号

2 更新する掲出期間

年 月 日から

年 月 日まで